

令和2年度

* 結核（BCG）の予防接種を受けるまえに *

接種年齢：1歳未満

標準的な接種期間は生後5か月～8か月未満

接種場所：市内指定医療機関

持ち物：母子健康手帳・予診票・体温計・筆記用具

母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください。

注意！ 野田市外に住民票をうつした場合、野田市の予診票を使って接種することはできません。必ず転出先の市区町村でご確認ください。

接種の前に、この説明書をよくお読みください。

予防接種は体調のよいときにお受けください。

予防接種はお子さまの体調のよくわかる保護者の方がお連れください。

予診票に記入もれがあると接種できない場合があります。責任をもって記入してください。ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

病気で治療中の場合や何らかの薬を飲んでいる場合は主治医に相談してから受けるようにしましょう。

接種方法

BCGはウシ型結核菌を弱毒化して作った生ワクチンです。上腕の2か所にスタンプ方式の針で押し付けて接種します。

接種したところは直射日光を避けた場所で乾燥させてください。10分程度で乾きます。また接種部位が乾いても、1時間程度は紫外線を避けてください。（屋外で肌を露出しないようにしてください）接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種したところをこすったり、ひっかいたりしないでください。

接種時、髪が長い保護者の方はワクチンが付かないよう髪をまとめてください。

BCG接種後の経過と副反応

接種後10日頃から接種したところに赤いポツポツができ、一部に小さいうみができることがあります。この反応は接種後4週間頃にもっとも強くなりますが、その後は、かさぶたができて接種後3か月までにはなおり、小さな傷跡が残るだけになります。これは異常反応ではなく、BCG接種により抵抗力（免疫）がついた証拠です。包帯をしたり、バンソウコウを貼ったりしないで、そのまま普通に清潔を保ってください。自然に治ります。ただし、接種後3か月を過ぎても接種の跡がジクジクしているようなときは、医療機関にご相談ください。

副反応としては接種後1か月前後から、接種をした側のわきの下のリンパ節がまれに腫れることがあります。通常、放置して様子を見てかまいませんが、ときにただれたり、大変大きく腫れたり、まれに化膿して自然に破れてうみが出ることがあります。その場合には医療機関にご相談ください。

裏面に続く

接種後の反応が早く出た場合

お子さんが結核にかかったことがある場合には、接種後10日以内の早い時期に接種したところに上記のような反応（赤いポツポツや腫れやうみ等）が強く起こることがあります。（通常2週間から4週間後におさまります）これをコッホ現象といい、結核菌に感染している場合起こることがあります。コッホ現象と思われる反応がお子さんに見られた場合は保健センターまたは接種医療機関にご連絡ください。また、お子さんに結核をうつした可能性のあるご家族の方々は医療機関を受診しましょう。

こんなときは受けられません

発熱しているとき。（接種会場で体温が37.5以上ある場合）

平熱の高い人は主治医に相談してください。

重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合。

このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合。

結核その他の病気の予防接種、外傷などによるケロイドが認められる場合。

予防接種を受けようとする病気（結核）に既にかかったことがある場合。

生ワクチンの予防接種を受けて27日以上経過していない場合。不活化ワクチンの予防接種を受けて6日以上経過していない場合。

令和2年10月1日より、他の予防接種との接種間隔について変更の予定です。

詳細は、保健センターにお問い合わせください。

麻しんにかかり、治ってから4週間程度経過していない場合。風しん・水痘・おたふくかぜなどの病気にかかり、治ってから2～4週間程度経過していない場合。突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）などの病気にかかり、治ってから1～2週間程度を経過していない場合。

（いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます。）

その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合。

こんなときは受ける際に注意が必要です

心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合。

これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合。

過去にけいれんを起こしたことがある場合。

必ず、事前に主治医に確認してから受けるようにしましょう。

過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合。

家族に結核患者がいて長期に接触があった場合など、過去に結核に感染している疑いがある場合。

予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

<問合せ先> 保健センター ☎ 04-7125-1188
関宿保健センター ☎ 04-7198-5011

